十五　令第十五条第四項の表第十一号に規定する一般ガス導管事業者（当該月の末日において改正法附則第二十二条第一項の義務を負わない者に限る。）	前項の表中第十一号に掲げる事項	供給区域を管轄する経済産業局長
十六　令第十五条第四項の表第十一号に規定する一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者	前項の表中第十二号に掲げる事項	委員会
十七　令第十五条第四項の表第十一号に規定する一般ガス導管事業者	前項の表中第十二号に掲げる事項	供給区域を管轄する経済産業局長
十八　ガス製造事業者	前項の表中第十三号に掲げる事項	委員会

（事故報告）

第四条　ガス小売事業者（一般ガス導管事業者が現に最終保障供給を行っている場合にあっては、当該一般ガス導管事業者）は、その事業の用に供するガス工作物及びその供給するガスに係る消費機器について次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したとき、一般ガス導管事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十五号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき（事故報告が一般ガス導管事業者又はガス小売事業者のいずれに係るものであるかを特定できない場合を含む。）、特定ガス導管事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十五号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき（事故報告が特定ガス導管事業者又はガス小売事業者のいずれに係るものであるかを特定できない場合を含む。）、ガス製造事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十三号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき、準用事業者は、その事業の用に供する工作物について同表第一号から第十三号までの事故の欄に掲げる事故であって公衆に危害を及ぼしたもの（令第五条第三項の事業を行う者がその事業を行う場合に用いる工作物に係るものを除く。）が発生したとき、それぞれ同表の報告の方式、報告期限及び報告先の欄に掲げるところに従い、報告しなければならない。

事故	報告の方式	報告期限	報告先
一　ガス工作物（ガス栓を除く。以下同じ。）の欠陥、損傷若しくは破壊又はガス工作物の操作により人が死亡した事故	ガス事故速報（以下「速報」という。）及びガス事故詳報（以下「詳報」という。）	速報　事故が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに 詳報　事故が発生した日から起算して三十日以内	経済産業大臣及び当該事故に係るガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下「所轄産業保安監督部長」という。）
二　工事中のガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又は工事中のガス工作物の操作により人が死亡した事故			
三　ガスの供給に支障を及ぼした事故（以下「供給支障事故」という。）であって、ガスの供給が停止し、又はガスの供給を緊急に制限したガスの使用者の数（以下「供給支障戸数」という。）が五百以上のもの（第十二号に掲げるものを除く。）			
四　ガスの製造に支障を及ぼした事故（以下「製造支障事故」という。）であって、ガス発生設備の運転を停止した時間（以下「製造支障時間」という。）が二十四時間以上のもの（第十二号に掲げるものを除く。）			
五　ガス工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（第一号に掲げるものを除く。）			
六　工事中のガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又は工事中のガス工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（第二号に掲げるものを除く。）			
七　供給支障事故であって、供給支障戸数が三十以上五百未満のもの（第十二号に掲げるものを除く。）及び導管の工事及び導管の損傷に伴うガスの漏えいにより人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（第一号、第二号、第五号、第六号、第九号及び第十三号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	事故が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長
八　製造支障事故であって、製造支障時間が十時間以上二十四時間未満のもの（第十二号に掲げるものを除く。）				
九　最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故（第一号から前号まで及び第十二号に掲げるものを除く。）	詳報			
十　最高使用圧力が低圧の主要なガス工作物の損壊事故（第一号から第八号まで及び第十二号に掲げるものを除く。）				
十一　ガス工作物からのガスの漏えいによる爆発又は火災事故（第一号、第五号及び第十二号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	事故が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長